

告 示

埼玉県告示第八百十四号

測量計画機関である公益社団法人埼玉県農林公社から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年七月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

公益社団法人埼玉県農林公社

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

羽生市大字神戸地内

四 作業期間

平成二十九年六月二十三日から平成二十九年十月三十一日まで